

○財務省告示第四十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年一月二十日に発行した割引短期国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年二月三日

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記号 国庫短期証券（第八十一回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法 各申込みのうち応募価格の高い
入札競争も
入札発行
も
当
て
る
。

十	九	八						七					六													
一																										
発	振	最	行	争	非	者	特	国	入	価	払	行	争	非	者	特	国	入	価	行	争	非	者	特	国	
行	替	低	入	入	価	・	別	債	札	格	込	入	入	価	・	別	債	札	格	行	入	入	価	・	別	債
価	単	額	札	札	格	I	第	第	行	行	金	札	札	格	I	第	第	行	行	行	入	入	価	・	第	第
格	位	面	発	発	競	競	加	加	場	場	額	場	場	競	競	加	加	場	場	場	場	場	場	場	場	場
日		金									額									額						場
平	振	千			二	千	五	二													千					各
成	替	万			千	九	万	兆													面					国
二	の	円			円	百	九	三													金					債
十	記					三	千	千													額					市
二	載					十	四	二													で					場
年	又					八	百	十													千					特
一	は					億	円	八													九					別
月	規					五		億													百					参
二	定					千		九													四					加
十	に					百		千													十					者
日	よ					五		億													十					ご
	る					十		九													五					と
	も					五		千													十					の
	の					十		五													億					の
	と					万		二													四					申
	金							十																		応

平成二十二年一月二十日
 すの整数は金額によるものと
 振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の記載の倍数に最も低い金額と

二千九百三十八億五千五百二十
 円

額千円
 金額で千九百四十一億円

込の応募額を割り当てる。
 募限度額の範囲内において各申
 各国債市場特別参加者ごとの申

十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八				
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額	償還期限	争入札発	非価格競	者・第I	特別参加市場	国債市場	入札発行	価格競争
平成二十二年一月二十日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行額百円につき百円	償還金を支払う。	ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に	平成二十三年一月二十日			十七銭二厘につき九十九円八	額募面金額百円につき九十九円八	十七銭一厘以上のそれぞれの	額面金額百円につき九十九円八